

## 第6回大阪府市規制改革会議

日 時 平成26年1月28日（火曜日）午後3時45分～午後6時15分

会 場 大阪府庁本館 2階 第3委員会室

出席委員（7名）

会 長 堺屋 太一（作家、元経済企画庁長官）

副会長 上山 信一（慶應義塾大学総合政策学部教授）

小幡 寛子（公認会計士・税理士小幡寛子事務所）

原 英史（(株)政策工房代表取締役社長）【ウェブ会議参加】

福田 隆之（NPO 法人政策過程研究機構理事）

余語 邦彦（ビジネス・ブレークスルー大学大学院教授）

吉川 富夫（元公立大学法人県立広島大学経営情報学部教授）

欠席委員（1名）

岸 博幸（慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授）

（堀井副理事） ただいまから第6回大阪府市規制改革会議を開催させていただきます。当会議の定足数は委員の半数以上とされておりまして、本日は8名中、岸委員及び原委員を除く6名の先生方にこの場にご出席いただいております。原先生につきましては、大阪府市の東京事務所からウェブ会議で参加しておられますので、本会議は有効に成立しています。

配付資料の確認をさせていただきます。お手元にクリップ留めで留めておりますものをご覧いただきたいと思います。第6回大阪府市規制改革会議配付資料一覧といたしまして、次第、配席図、資料1「大阪府市規制改革会議提言（官官規制分野）（案）」、資料2「委員・事業者からの提案一覧」、資料3「大阪と東京の規制等の比較」、参考資料といたしまして、「大阪府市規制改革会議提言（環境エネルギー・経済産業分野）（案）」、参考資料2といたしましてはちばん最後の1枚もので「規制改革会議検討スケジュール」でございます。

なお、本日の議題とは別でございますけれども、環境エネルギー・経済産業分野提言（案）につきましては、前回会議以降の会長・副会長からのご指示等を踏まえた内容でまとめさせていただいております。過不足等ございませんでしょうか。

もう1枚、堺屋会長から「大阪府市規制改革会議への提案」ということで資料1枚を配らせていただいております。

それでは、この後の会議の進行を堺屋会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

（堺屋会長） 皆さんお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。これから議題に入るわけですが、配付資料につきましてはご説明のあったところです。本日の会議は約2時間半でございますので、長時間になりますけれどもよろしく願います。

議題は次第にあります。先ほど事務局からありましたように、前回までの議論した「環境エネルギー・経済産業分野に関する提言」については、修正し、案をまとめていただいております。ご覧いただきまして、特にご意見がございましたら、今月中に事務局にご連絡いただきたいと思います。

議題 1 に入る前に、この規制改革会議の基本方針を私の方から提案させていただきました。お手元に 1 枚紙で今日の日付で出しておりますけども、まず、この会議の基本方針について、どういう態度で臨むかということです。

大阪府市規制改革会議は、規制改革について基本方針を明確に宣言すべきである。これが第一義だと思うんです。その内容といたしまして、日本は今や規制の最も厳しい国になっております。そのことが日本の創業率の低さ、経済の長期低迷、生活における楽しさの欠如などの原因になっていると考えております。そのことは、内外多くの識者の認めるところであり、いろんな雑誌、例えば日経ビジネス誌などにもポーター博士が、日本は規制で沈みそうだということを書いています。政府の方でも規制改革会議をやっておりますけども、なかなか問題は多いようです。大阪はかつて進取の気性に富み、多くの新業種、新業態を生んできた。1976 年に出版した書物によりますと、戦後できた 58 業種のうちで過半数が大阪からでていたというレポートもありました。ところが、1990 年以降からは新業種、新業態が生まれなくなりました。創業率も昔は著しく高かったんですが低くなりました。今、創業率は日本全体で 4.0%。世界 132 か国の中で最低でございます。しかも、創業者の過半数が 60 歳以上というような驚くべき状態に陥っています。誠に残念なことでありますので、これからの大阪は進取の気性を取り戻すべく、規制改革を大胆に推進すべきと思っております。大阪は規制改革において、日本の先頭に立つ。また、新技術、新業種の開発実施においても先端的であるべきだと考えます。従って、東京等よりも厳しい規制は全廃する。東京と比べて大阪が随分規制が厳しいのはたくさんありますけども、これは原則全廃する。特に建築規制、空中権の移転に関する規制。それから、広告に関する規制、これは大変時代遅れなものがたくさんありますが、東京と同じ水準か、それよりも緩和する。こんどオリンピックで東京は大緩和するそうですが、オリンピックはいま、広告優先でございます。そういう時代になっています。

それから、建物容積率に関する規制で、古い建造物を建て替えるとき、かなり容積率が減るケースがあります。したがって、建て替えられないというので建築基準法に合わないものがそのままずっと温存されて、それが事故の原因になっています。各地の火災事故、大阪は焼死率世界一でございますけども、その原因にもなっておりますので、建替促進の考え、現状の容積率は、原則として認めるということを考えてはどうかと思っております。そのための新しい基準を作るのに 1 年以内に、容積率基準ではなしに、建築防火基準とかそういうものについて、今の防火基準もひじょうに乱雑になっております。それから、情報機器や新局面の多様化の進展によりまして、世界的にアトリエ付き住宅や住居付き事務所、医療機関などが非常に勢いで増えておりますが、大阪は世界の潮流を受け入れて、用途規制から環境規制への転換、これは国の法律がありますのですぐにはできませんけども、世界中がそういうふうに変換してきております。一時はドイツの B プランというのがありましたけども、今はほとんどなくなりました。できることなら用途規制ではなしに、環境規制、騒音は何ホーン以下にしなければならないとかというような規制をしまして、事務所でもアトリエでも静かならいい、住居でもうるさいのはいかんと、こういう規制の方法ですね。環境規制に変換を図ると。これはあくまでも国との調整が必要ですので「図る」であります。

それから、都市の拡大には、都市域内の役割分担が重要になっています。大阪は府市域をい

くつかに分けて、それぞれの性格ごとに異なる規制基準が必要になっていることを認め、迅速な許認可制度を作る。

8 番目には、これからの高齢化社会にふさわしい規制改革を進める。

9 番目には、以上の点に関して、国の規制が妨げとなる場合は、その改革を国に働きかける。内閣の規制改革会議でもさかんに議論されておりますけども、大阪はそれに先駆けて規制緩和をやっていききたいということを宣言するというか、この基本方針に取り入れたいと考えております。ご意見がございましたらどうぞ。

(上山副会長) この会議を振り返ると、前半は「楽しさ」を基本方針にやってきた。最近はその他のテーマということで、官官規制、経済系の規制、建築・土地利用など、けっこう具体論でいろんな洗い出しができて、条例の見直しもしようというところまで来ている。しかし、前半は「楽しさ」という大きな幹があって、後半は各論に終始しているところがある。堺屋さんが今日こういうペーパーを出される趣旨というのは、多分それを全部包含するような「基本方針」というものを定めた上で、その原則に従って各論を扱っていかうということではないかと思う。私もここに書かれている内容は誠にその通りと思う。しかし、一方で、「なぜ大阪だけがこういうのを出すのか」という問いに対して、「大阪だから出すんだ」と言いたいと思うもののそのこの部分の理屈というか、全国において特に大阪がこういう分野において先駆けて規制緩和すると最も先にいい結果を出して全国の模範になるんだという理屈みたいなものが欲しい。過去において、実際、3のところですが、進取の気性に富み、素地は結構あった。実績もあった。今はしかし逆に規制が強い地域になってしまっている。そのこの部分の分析と、逆に言うと過去のこういう部分が掘り起こせるはずだという確信みたいなものを補足できないですかね。というのは、私の年齢だとまだ記憶に残っている範囲なんですけども、大阪の人達が過去の栄光を忘れてる。最近の若い人達と話をするとそんなポテンシャルを大阪人自身が感じていないのではないかと思うんです。

(堺屋会長) 大阪が特に規制が厳しいというのは、特に東京と比べてですね、東京に比べて規制が厳しいというのは随分たくさんあるんですね。これはどういう理由か、なぜ東京より規制が厳しいのか理由はよく分からないんですね。それぞれ専門家はいろいろ言います。例えば、広告規制は東京は動画 100 m<sup>2</sup>だが、大阪は 50 m<sup>2</sup>だというようなこともありますし、あるいは建築の板塀に、東京は道路占有板塀に絵を描くことをしておりますけども、大阪は道路占有板塀は白にしないといけない。それを警察の人なんかは、大阪人は東京人と比べてキョロキョロして危ないとかいろいろおかしいことを言いますが、そんなことはないので、どんどんと規制は緩和される方向にあります。事実、建築の高さとか容積率とか空中権の移転とかは進みまして、かなり都市開発で力を得ております。それでやってみて何の支障もない、もっと早くやれば良かったという話ばかりです。だから少なくとも東京に比べて規制が厳しいということはないようにしたい。逆になぜ大阪が先にするんだという話がありましたけども、なぜ大阪だけ規制しないといけないという理由はもっとないと思うんですね。だから、少なくとも東京よりも緩やかにしたいし、できれば、先駆けて、昔の昭和の時代の大阪に戻るということですね。

(吉川委員) なぜ大阪かという点で逆に思ったのは、建築規制について国交省は今は性能基準ということを言い出すようになってますね。耐震にしても、法律万能の行政文化のところという

のはまず入口から全部決めるわけですよ。つまり、鉄筋が何センチでなければならない、鉄骨がこうでなければならない。そうではなくて、性能基準に国交省が今変わってきているというのは、実際に被害がどう出るのか、そこのためにはどれだけのいい技術革新といい性能のモノを、材を使えばいいわけで、別に入口を全部規制する必要はないというのが今回の規制緩和の建築に関する、あるいは都市計画に関する基調にあると思うんです。国交省のいろんな資料を見ても性能基準ということ在建前でも言ってきているわけだから、そういう意味では、大阪と東京で何が違うかと私が感じるのは、法律で行政法ということでもまず入口で全部縛るのか、それとも結果がどれだけ出ればいいんだといわゆる商人文化というか、経済文化というのは結果主義ですから、結果を大事にするということからすれば当然性能基準になってくるんだと思うんです。そういった点で東と西の文化の違いというのは、法律文化と商人文化の違いということであり、性能基準かどうかというその違いだと思っています。ですから、今の大きな流れが性能基準に変わってきているということを実際に体现できるのは大阪だという、こういう理屈になるだろうというのが私の一つのイメージです。

(福田委員) 今の吉川さんのご意見にも関連するところだと思うんですけども、前回の会議の中でPFIであるとか民営化のお話をテーマとして取り上げてきていますけども、規制の考え方というのはその背景に行政側が民間の起こすイノベーションの先回りができるという考え方がやっぱりあると思うんです。こういうことをやってもいい、こういうことをやってはいけないということを事細かに書けるということは行政側がマーケットで起きていることを理解して、マーケットで起きていることのここで線を引きますよということを書いていくというのが背景の考え方としてあると思うんですけども、一方で先ほどのPFIとか民営化の話というのは行政自身が民間のイノベーションの先回りをしきれなくなっている分野というのが非常に増えてきている。実は行政自身もそのことに気が付き始めている分野があって、そういう分野について言うと、従来、行政側が規制者であったり事業者としてやっていたものを民間側にやらせようと、民間側にやらせるときに、とは言っても「ああやれ」「こうやれ」というのは、先ほどの吉川さんの話ではないですけども、そんなに行政側が事細かに決めきれなくなっていますし、5年後、10年後にその内容が変わったときに行政側がその変化に気付けない可能性があるという中で、規制の考え方も性能基準にしていくという考え方が入ってきている。要は官が民を指導する、民の動きを官が予見してルールを予め作るというところから、民間の方が先に行く分野が増えてきているという実態に合わせて行政側の態度、スタンス、規制の仕方というのを考えていく、そこの考え方の違いというところにフォーカスをしないといけないというのがいろいろな分野に共通するルールがあるのではないかとうふうに思います。

(堺屋会長) 福田さんのおっしゃるのは私が提出した考え方でいいということですか。

(福田委員) もちろんです。

(堺屋会長) よろしいですか。これから個々別々の問題が出てきたときにはこういう方針でやるんだということで考えていくと同時に、まずこれを公にしておきたいと思っております。よろしくをお願いします。

では、資料に基づき説明をしていただきます。事務局から報告がありましたら資料に基づいてご説明ください。

(堀井副理事) 資料1「大阪府市規制改革会議提言(案)(官官規制分野)」につきましてご説明いたします。時間の関係がございますので、前回資料と大きく変更した点についてご説明します。

2ページは全体の構成です。前回の議論を踏まえ、まず、序章として「官官規制(地方自治法等)の見直しの必要性」を記した後に、「第1章 議会の議決要件等の規制」、「第2章 公の施設に関わる規制」に分けて記載しています。公の施設については「公の施設・事業法との関係」、「公営企業の民営化」、「指定管理者制度」、「PFI・コンセッション」、「地方独立行政法人制度」の分野別に整理しまして、委員のご意見や公の施設の関係者等へのヒアリングを踏まえて、改善提案を記載しています。その後、参考資料といたしまして、「諸制度の概要」、「福田委員からご提出いただいた資料」、「ヒアリング等の概要」をお付けしています。

4ページは現行の国による規制については、自治体を細部にわたり全国一律に規制する過剰なものとなっている。国が関与する必要がないところからは撤退すべきというものです。その一環として、地方議会の議決要件、公の施設の制度等の改善を提案するという提案全体の基調を示しております。

7ページから8ページは議決要件についての自治体と国との比較です。自治体のほうが厳しい要件を付されている項目につきまして、国の立法趣旨の概要と国の取扱等を整理しております。なお、欄外に地方自治法上の議会の議決要件を条例で緩和することに対しては、憲法上の地方自治条項についての配慮が必要ではないかという意見を付記しております。

9ページは国よりも自治体での議決要件が厳しい、あるいは国会では議決を必要とせず、自治体では議会の議決を必要としているもののうち、議員の除名、地方公共団体の事務所の位置又はその変更、公の施設の指定管理者の指定などについては、国と自治体とで、議決要件や議決の必要性について差異を設ける根拠が不明であり、過半数の原則のもと、制限を廃止して、自治体の判断に委ねるべきではないかというものです。

10ページは仮に提案を法制化する場合の改正例として、地方自治法の改正内容を例示したものです。ただし、これらの改正例は提案内容に係る該当部分のみを示すものでございまして、他の法令との関係等を網羅的に検証しておりません。以下、項目ごとに示す改正例についても同様でございます。

11ページからは公の施設に関わるものでございまして、12ページは公の施設の定義等です。

13ページ、14ページは前回のご議論を踏まえまして、府市の主な公の施設について、直営か指定管理かの区別並びにPFIを適用しているものについての記載、関係する公物管理法を整理しております。また、14ページの下段には地方独立行政法人化した事業・施設を示しております。同種の施設であっても、直営か指定管理かということについては、府市で状況が異なるものがあります。

18ページは公の施設に係る課題でございまして、ここは前回から追加しております。公の施設の定義と地方自治法と公物管理法の二重規制の大きく二つの観点がある課題としてあるのではないかとしています。上段、公の施設の定義関係では、当該定義自体が不明確であり、広範囲の施設が含まれる概念ですが、河川・堤防といったものから、箱モノ施設、更には公営事業関係施設をすべて同様に公の施設として規定することには無理があるという課題を示してい

ます。下段、地方自治法と公物管理法の二重規制関係については、2つの課題を示しています。まず、公物管理の主体を地方自治体に限定していることについて、前回、委員からご意見のあった、過去には地方自治体に限定すべきだったものでも、現在では民間事業者が提供できるサービスがあるのではないかと、あるいは、民間の設置管理を認められているものでも、実際には法令が未整備なこと等から参入できないものがあるのではないかと、有料道路、水道事業を例示しています。

2つ目の公の施設に係る規制と公物管理（事業法）の規制の二重規制については、例えば、上水道、鉄道事業など、個別の事業法により利用者保護等のために民間事業者と同様の規制があるものは、地方自治法で更に規制をかける必要はないのではないかと。また、公の施設に該当すると、全て指定管理の適用を受けることが、処分による取消のリスクを招くなど、民間の投資活用の阻害要因になるという課題を示しています。

19 ページはただいまの課題に対する改革提案を示しておりまして、上段の、公の施設の定義関係では、公の施設については住民による施設利用拒否の禁止等の規定もあることから、公の施設という概念自体が不要とまでは言えないものの、指定管理者制度、PFIなどに関しては、公の施設の実態・性格等により、取扱の区分が必要ではないかという提案をしています。下段の二重規制関係では、公物管理主体の地方自治体限定に関して、公共施設等の整備等の促進に向けてコンセッションの導入が行われておりますが、民間事業者の活用を図るためには、各公物管理法等の法令の整備が必要ということと、既に民間事業者が設置できることとされているものについても、規定の整備が必要ではないかという提案をしています。また、公の施設に係る規制と公物管理法の二重規制に関して、民間事業者と同様に事業法が適用されるものについて、箱モノ管理的な枠組みである指定管理者制度以外の選択肢を設けるべきという提案をしています。

20 ページは公営企業の民営化等に係る課題です。前回の資料を現在、自治体を実施している事業を民営化していく際の課題と、新たに民間事業者が参入する場合の課題に整理して示しています。

21 ページ、22 ページはただ今の二つの課題に対する改革提案でございまして、21 ページでは企業債・補助金の取扱いの変更や通則法整備、公務員の民間移行の仕組み、民営化のインセンティブ制度の創設など、現在、自治体を実施している事業を民営化するための提案を示しておりまして、下段に現在、大阪市が取り組む公営企業の方向性を示しております。22 ページは新たに民間企業が参入するための提案として、現行の指定管理者制度の適用除外等の新たな枠組みや各事業分野ごとの課題に応じた規制緩和が必要として、有料道路・水道についての提案を示しています。

26 ページは指定管理者制度の制度改善について、府市の運用改善で対応できるものを提示しています。なお、このうち、指定管理期間の長期化に関しては、現在、事業者に対して府市でそれぞれアンケートを実施しており、次回までに回答を整理して、ご議論いただきたいと思っています。

27 ページは、法制度の改正による新たな枠組提案として、指定管理者制度とは異なる包括運営委託契約制度(仮称)の創設を提案しています。また、コンセッション・PFIと指定管理

者制度の関係の整理として、コンセッション・PFIを優先適用し、指定管理者制度の適用を除外するとともに、コンセッションの適用範囲を無料利用施設へ拡大する案、並びにPFI契約等を締結した場合には当該施設の管理運営をする契約期間中は、指定管理者制度がみなし適用されることとし、当該契約の解除をした場合には指定管理者の指定も取り消されることとする案の2つを示しております。

28 ページ、29 ページは、包括運営委託契約制度(仮称)の創設をする場合、地方自治法に新たな条文を追加すればいかがという提案であり、条文にはなっておりませんが、条文化する場合に規定すべき項目案を例示しています。

30 ページは、指定管理者制度とPFIの二重適用の廃止をする場合、31 ページは、コンセッションの適用範囲を無料利用施設へ拡大する場合、32 ページはPFI契約等を締結した場合の指定管理者制度のみなし適用の法制化をする場合のそれぞれPFI法の改正の例を示しています。

33 ページは、地方独立行政法人の課題について、ヒアリング内容を踏まえて整理したものでございます。なお、地方独立行政法人の兼業禁止の規定については、附帯業務として認められれば実施できる旨、補足しています。

34 ページは、昨年12月に閣議決定された国の独立行政法人改革の概要を参考に記載しています。国の改革は独立行政法人を国の施策の実施機関として明確に位置付け、各々の法人が担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、業務の質と効率を向上させるため、制度・組織面で抜本的な見直しを行うものであり、成長戦略の推進にも大きく貢献することを狙っています。その上で、主務大臣による明確な目標付与と主務大臣自ら評価を行うことや研究開発法人に係る特例創設などの制度見直しや、法人数の100から87への削減、国の特別会計事業の独立行政法人への移管と当該特別会計の廃止などを行うこととされているものでございます。

35、36 ページは、前回の改革提案を踏まえて、地方独立行政法人の業務の範囲の見直し、兼業禁止規定の緩和、設立団体以外からの長期借入や企業への出資に関する規定の整備についての地方独立行政法人法の改正例を記載しています。

37 ページ以降は参考資料です。37 ページから41 ページは、公の施設に関する諸制度の概要を、42～48 ページは前回会議で福田委員からお示しいただいた資料を、49 ページから62 ページは専門家・有識者のヒアリング結果の概要をつけております。

説明は早口でございましたが以上でございます。よろしくご議論・ご検討をお願いいたします。

(堺屋会長) どうもありがとうございました。誠に早口というか短縮してお話いただきましたので分かりにくかったかもしれません。官官規制についての提案の内容はいかがでしょう。ご異議ございますでしょうか。

(小幡委員) 13 ページのところで、公の施設の範囲が広くてはっきりしない、曖昧だということがありましたので、13 ページに付けていただいたんですけども、実際、指定管理をしているものはどういうものか、私はある程度理解したんですけども、そのときにお話をお聞きしますと、題が官官規制となっていることにも関係しているかも分からないんですけども、府と

市で何か対応できるものがないだろうかというふうに考えましたところ、少ないんですね。それを改善していこうと思うと公の施設の契約を5年からもう少し長くするとかそのような感じで、あとは法律とかで決まっています、国に改正を、規制緩和をしてもらわないといけないものがほとんどこの中に盛り込まれておまして、そういうものかなあと考えさせられたんですけども、先生方がいかがでしょうか。もうちょっと府市でまずは何かやってみようと思えるものはないのでしょうか。

(堺屋会長) これらの施設に民間人、民間企業の寄附を受け付けるというのが大きな問題なんです。外国では福祉施設や文化施設はほとんど寄附でできておりますし、寄附を受け付けたものに名称権の付与という、これが大問題でございます。一例を申し上げますと、軽井沢に大賀ホールという音楽堂ができました。あれは大賀さんというソニーの社長をしていた人が寄附したんですが、それに大賀ホールという名前を付けていいかどうかというので、大賀さんが是非自分の名前を付けてというので、軽井沢町長は前の通りを大賀通りと地名変更いたしました。これは個人の名前ではない、地名だということで大賀ホールにいたしました。そういうことができるのかどうか、いろいろそういう手はあるんですけども、大阪府で寄附を受け付けると言ったらけっこう寄附してくれる人が多いと思う。そういう方法はどうでしょうかね。むしろ命名権を国に求めるという、東洋陶磁器も安宅コレクションという名前は付けられなかったんですね。今、それをやると大阪に寄附する人は相当いるでしょう。規制緩和で要望に入れるべきでしょうね。どうでしょう。施設の他に行事についても、大阪府が主催すると称して寄附を集めて大阪カップを作るとか、そういうような規制緩和もあると思うんですけど。どなたかご意見ございませんか。

(吉川委員) 小幡さんがおっしゃったのは、13 ページの表でもっとやれることがあるのではないかと趣旨ですか。

(小幡委員) 範囲が広いというのでいくつかに分けていただいたのですが、この前の会議での提言案のところでは、府市でやるものがほとんどなかったんですね。国への規制緩和の要望が多かったのも、それでお話をお聞きしたんですけども、結局、「ないね」ということに。国に改正してもらったら、もうちょっと公の施設とかPFIと指定管理の二重規制とか、そういうところが緩和して使いやすくなるということで、結局、このまとめは国への提言がほとんどになってしまっているのですが、他にないのでしょうか。

(吉川委員) 私がこの表を見て思ったのは、指定管理も従来の指定管理ができないときに比べれば、とにかく民間が入ってくる手法ができたという意味では大きな流れとしては前に向かっていくと思います。「〇」が抜けているところが気になってますが、大阪府では保育園は指定管理をやっていないんですけども、実は、結構、市によってはやっているところがあります。この間、保育園の問題で担当部局と話をしていて十分煮詰めきれないんですけども、保育園というのは、市町村にとってはかなりお金がかかる事業ですよ。ところが、かなり縛りがきつい事業で、施設にしても、運営にしても、料金にしても全部、児童福祉法で決められている。その中でも部分的にせよ、けっこうニーズは高いから民間から参入する余地はあるので、公設のほうをやるならば株式会社の参入ということになると思うのですが、指定管理は、いわゆる公設民営型だから、民営の方でやるとそれなりに保育士さんあるいは会社が民営の保育園をという



ニーズはあるので、今よりは少なくともいろんな選択肢が増えるという意味では指定管理を試みる余地はあるんだけどやってないなという気がしました。けっこう全国的には市町村で指定管理の保育園をやってるんです。

(上山委員) 吉川さんのお話は運用レベルのお話で、府市でできることはいっぱいあって、幅広いのはそうだと思う。けれども、今回は官官規制になっている。当然、官が官を規制するとなると、我々は自治体だから他の官といえば国しかない。だから国への要望ばかりになってしまう。読んでると暗い気持ちになってしまう。そういう構造になっている。もう一步踏み込んで考えると、例えば法人格というのが、日本の場合は民法ですとか、要するに法律でしか決められない。地方独立行政法人というのはかなり柔軟な制度ですが、適用分野が政令で決められている。例えば、政令で決めるのに、博物館を足すだけで5年くらいかかっている。こういうこと自体がおかしいのであって、そもそも政令で決めるということをやめればいい。だから自治体が独立行政法人にしたいといえば、幼稚園だろうが、高速道路だろうが勝手にやればいい。もっと進めると堺屋さんがおっしゃたような誰かが寄附をしたときに地方寄附法人とかいう制度があって、その人の名前を入れて、運営は税金を毎年入れてやってよいとかを法律で決めなくても条例でやっていいとかですね。ところが、契約制度とか法人制度とかが、すべて国の制度になっている。およそ施設とか事業というは全部国の制度になってしまう。そういう問題だと思う。国の制度がまた細かく決めてあって、かつ、自分の組織のときは勝手に法改正する。我々の場合は細かく決められているが、自分で法改正ができない。一方的にすごく損していると思う。そこが矛盾だと思う。だから、それをもっと突き進めれば、「法律分権」みたいな概念を作って、規制関係の法律を条例におとす、あるいは、原則法律を全部廃止してしまって必要な都道府県はそれに代わる条例を作れと。例えば建築基準法なんかも、半分くらいは国の法律で残しておいていいんだけど、半分くらいの条項は全部一旦は廃止して、あとは必要な条項だけ各都道府県で必要と思ったら条例で決めるとかです。多分、それくらいのレベルの規制改革をしないとここで言ってる話は実現しない。大阪府市の会議で官官規制を議論すると、このように暗い気持ちになって発言も出ないというのはいたしかたないと思いますが、こういう議論をやっぱり始めるしかない。これ自体、私はすごい資料だと思う。多分、わが国で初ですよ。こんなとんでもない発想でこういう作業をした人はいないし、多分自治体職員でこういう資料を見たことある人はいないし、他の県庁に持っていったら、正常な人間がやる作業と思えないと言われると思いますよ。だから、それくらい先進的なことであるが、実現性と言ったときに非常に悩んでしまう。そういうことだと思います。

(堺屋会長) PFIの範囲を広げるということは法律事項ですか。例えば、今大阪で話題になっている天王寺動物園のPFIがありますよね。白熊が氷の海を泳ぐのを下から見るといふ。

(福田委員) 上山先生のお話に関わりますが、行政とくに霞ヶ関の人達と議論しているときにPFIの世界と指定管理だったりとか公物管理の世界というのは彼らの言葉では行政処分か契約かという話になります。結局、PFIというのは、契約の中で行政が民間と同じ立場で相手と合意できる範囲のことは相手にやらせていいですよと、一方で行政というのは当然ですけど前提として法律があって法律に基づく公権力の行使というのが認められていて、この公権力の行使にあたる部分というのはどういうことがあっても行政以外の人に渡してはいけませんと

言われていて、公権力の行使にあたる部分が入らなければPFIで別にやってもいいですよ、ただ公権力の行使にあたるものがある場合にはそれは自治体ないしは公物管理法で指定された者がやってくださいというふうな線引きになっています。PFIの範囲を広げていくというのは従来契約でできるといわれていて、ここから先は公権力の行使だといわれていた世界の境界線を変えていく作業なんだと思うんですが、境界線があった上でこの境界線をより契約の世界に広げようという議論をする以前の問題として、そもそもどこに境界線が引かれているかよく分からないというのがこの分野では非常に多いんですね。自治体の側からすると結構過剰に規制をして、ここまでしかやってはいけないんだろという考え方で、ここから先は公権力の行使の世界で自分たちでやります、ここから先は民間ですと、自分たちで勝手に線を引いてしまっている。先程の上山先生の言われたように、そこを突っ込んでいくという人はそもそも従来あまりいなかったもので、突っ込んでみると、国交省に確認してみると、実はここまでは契約の範囲でやっていいという話がでてきたりすることも多々あるんですけども、自治体が誰もそこを問い詰めていかないので、線引きが明確にならないということが多々あります。

(堺屋会長) そうなんです。

(福田委員) そういう意味で大阪が今回非常に画期的だと思うのは、それをおそらくはじめて日本の自治体でその範囲について、地下鉄もそうでしょうし、上下水道もそうでしょうし、いろんな分野で国に対してどこまでやらせていいのというのを問い詰めにいっていると言うのは今までほとんど起こらなかったことで、誰かがこれを問い詰めないと民間が本当にやっていいことの範囲が確定できないので、民間からするとやっていいと思って入ったら後から法律上駄目だといわれて後出しジャンケンされたりであるとか、そういう不安定なことが続いてしまう。範囲を明確にしてくださいというのが要望なのではないかと理解をしています。これは確かに非常にやっかいな話で暗い話なのでなかなか明るくはできないんですけども、やらないといけないことなんではないかと。それに加えて小幡先生のご意見でいくと、13ページ、14ページ、そうは言っても何かできることはないのかという観点でいくと、現状でいくと、国に対して問い詰めにいっている分野と今は指定管理でこのくらいまでしかできなかりと自分たちで線を勝手に引いてしまっている分野がかなり混在をしている部分がありますから、せっかく規制改革会議でこういう提案をしている以上はここに書かれている公物管理の各分野は本当に今の指定管理でやらせている範囲までしか民間でできないのか、もっとやらせることができるのか、ないしは国に対して確認すべきことがあるのではないかとこのをそれぞれの所管法についても一回検証してみるということをしかりしてくださいねというのを、国に対して大阪から発信している規制改革なわけですから、足もとの各公物管理分野の所管部局もそういうことを大阪は言っていると、今はなんとなく指定管理ってここまでだよと勝手に線を引いていないかどうかというのはもう一回検証してみるというのは自分でもできることなのではないかと思えます。

あと非常に細かいのですが、14ページ、工水と水道で下水が抜けているので、下水を公物として足しておいていただくといいと思います。それだけ修正をお願いします。

(堺屋会長) PFI法というのは、1999年に私が国務大臣のときに作った法律なんです。議員立法で作ったんです。そのときに今既に実行されておりますけども、議員会館あるいは刑務所

がPFIなんです。刑務所はどうみても公物ですよ。公権力です。それでもできるんですね。

(福田委員) 刑務所は特区とPFIの組合せになっています。PFIは公権力の行使に関するものを刑務所で行えないんですけども、刑務所に関連する行刑施設の法律の中で特区に一部民間にできるようにするというのを併せて適用して民間をいれている建て付けになっています。

(堺屋会長) この中で結構できるんじゃないかと思うんですけどね。例えば、スポーツ施設とか公園とか、美術館、博物館。著しいのは、熊谷守一美術館というのが豊島区にあります。あれは、熊谷さんの個人住宅を有料で借りて区立にしているんです。現に、下は娘さんが喫茶店をやっていて、3階は貸し会場になっていて、そのあがりて運営されているわけです。内容をもちょっと精査していただいて、大いに民間の力を発揮できるような、利用できるような形に、東京にできていて大阪にできないことがないように精査してほしいですね。美術館、博物館、スポーツ施設、公園、公園の中でも街路公園というのは次々とネーミングライツをやって民間にやらせています。とにかく東京でできることが大阪でできないことがものすごい多いんですね。それを全部洗い直してほしいと思います。

(堺屋会長) 資料3は東京と大阪の比較でございますけども説明してください。

(吉田政策課長) 12月、前回の会議で先生方から「東京でできることが大阪でできていない」と堺屋会長からいくつか例示をいただき、「それについて検証してほしい」とおっしゃっていただいたので、まだ十分調べ切れていないですが、現時点と言うことで報告させていただきます。

まず、デジタルサイネージ。点滅広告、画像広告をイメージしていただいたらいいと思いますが、これについては先程会長からおっしゃっていただいたとおり、東京では100㎡できるのに、大阪は50㎡しかできない、実際大阪の事例、隣に大阪と東京を並べさせていただいていますが、道路に面した大型ビジョンということで千日前の交差点13㎡、阿倍野のごちそうビルは20㎡になっていますけど、東京では新宿や渋谷でだいたい100㎡の大型ビジョンが出ている。これにつきましては、屋外広告物条例、建築美観誘導制度等で規制がかかっている。これにつきましては、屋外広告物条例、建築美観誘導路線ということで、御堂筋、堺筋、土佐堀通りについては、点滅、動く広告物について原則設置が不可。面積についても広告も含めた外壁面積の10分の1以内、50㎡以内であることという制限がかかっている。東京はそれに対し建築物の壁面広告は消防地域内の100㎡以内それか50㎡以内の制限ということで、大阪に比べて大きなものが許可されているという状況です。この規制に関して、市の都市景観委員会におきまして、そのあり方を現在検討中で、年度内をめどに議論されていると伺っています。

2つ目、高速道路の高架下の照明広告は、大阪ではなかなか見られないのではないかと、特に広告については見られないのではないかとのご指摘をいただきました。これについて状況を調べたところ、まず、首都高については、六本木など高速道路下に照明についてはできている。照明は大阪のほうでも堂島川、高速の下だとかご覧いただけるかと思いますが、照明がついております。広告についてはどうかといいますと、日本橋の下にオリンピック関係の広告は出している。ただ、大阪ではそういう広告はでていない。じゃあ基準はどうか伺ったところ、基本的に高速道路の下の広告許可基準というのは、日本高速道路保有・債務返済機構が設けていて、大阪の事例の下のところに書かせていただいています。公共性・効率性・安全性と無余

地性、他でいいやないか、ここでないといけない理由が求められており、基本的に営利目的のものを除外されていると聞いている。その関係上、広告についてオリンピック関係というのは、あくまで公共性が認められるということで東京では出している、ヒアリングの中では伺っています。

次に板塀の件ですが、先程、会長から、道路占用している工事塀については、東京では絵を描いている事例がたくさんあるが、大阪ではそれが見られないと伺いました。まず、敷地内の板塀、敷地外で道路占用して設置しているものは東京も大阪も両方あります。その中で絵を描くかどうかにつきましては、伺いましたところ、原則、絵やイラストを描くことについては可能。企業の名前を入れるのは可能だが、商品等の宣伝広告、個別商品をそこに掲示するのは認められないというのを屋外広告物条例・規則で定めている。範囲は東京も大阪も同じように規制基準をつくっていると伺っています。渋谷区では、表参道や代官山、新宿公園とか景観形成特定地区ということで定めており、そこでは地域の美観を損なわないようにするというので、一定、建築物の板塀も含めて外壁などの色彩をグリーンや白に限定をかけていると伺いました。

次は、歩行者天国や公道上のイベントについてです。東京では歩行者天国をけっこうやっているのに、大阪ではほとんどないというご指摘でした。調べますと、資料右側の東京の例をご覧いただきましたら分かりますように、秋葉原、新宿などでは週末ごとに行われている。大阪で言うと日本橋で年何回かのイベントはやっていますが、恒常的にやられているのは中之島の市役所の周辺、北側の堂島川の通りでやられている事例しか見当たりませんでした。これについては道交法ということで、警察の許可が必要でして、なかなか迂回路の確保などの点で大阪ではなかなか認められにくい状況であるというふうに伺ったところです。

次に、6番ということで、空中権売買。これについては会長から大阪では空中権の売買がないと伺ったところです。確かに東京都では東京駅の空間を丸の内パークビルの容積率に移し替えるということをやっており、その地域の容積率は基本は特例制度があり1300%なんです、東京駅の未利用分を足して230%さらに割増されています。大阪でそういった事例があるかといいますと、昭和59年と古い事例ですが、一団の総合設計制度で容積率を売買した事例がANAのクラウンプラザ、昔の全日空ホテルですね、の事例があると伺っています。現在の、梅田・難波・天王寺は都市再生特別地域ということで容積率が、1300%など認められて、計画自身はその範囲内で十分ということで、さらにそれに割増ししたりするというニーズがなかったため空中権が扱われなかったと聞いています。もう一つ、会長の方から第2回会議で、東京と比較してほしいという事例を調べてほしいということで、大学の都心部への設置の話も伺いました。東京に比べ大阪は都心部に大学が少ない。実際にカウントしましたら、東京23区内で大学数は平成24年当時で94校、それに対して大阪市内では11校しかない。高層ビル大学も東京では法政大学市ヶ谷キャンパスははじめいくつかみられるのに対して、大阪市内では高層ビル大学は見当たらない。2016年の秋に大工大が梅田キャンパスを建てられる予定なのですが、そうした事例が少ないということです。このへんの背景を確認させていただきましたら、大学はもともとご存知のとおり阪大が中之島に医学部と工学部があったが、工場等制限法で出るしかない、余地がないということで吹田など北に出て行かれた。その後、制限法は平成14年度に廃止されていますが、それがかかっている間にどんどん出て行ってしまったというのが

大阪の現状です。高層ビル大学はできていなかった背景として何があるかいろいろ聞いてみたところ、大学設置基準の中で、校地面積として学生1人当たり10㎡で算出した土地の面積が必要だという基準があり、そうすると他に土地をかかえている大学でないと、なかなか、ビルだけの大学は認められない状況になっているのか、そういう理由で都心部に高層ビル大学はできなかったのかなというふうな話をお聞きしました。前回の会議でおっしゃっていただいた東京と大阪の規制が他にもたくさんあるんじゃないかということでご指示いただいていますので、今現在、府市で他の条例や審査基準についても、東京と大阪の比較をさせていただいておりますが、現時点の中間的な話になりますが調べたところは以上です。

(堺屋会長) ありがとうございます。この東京と大阪の違いをなくするというのを、この会議の提言にしてはどうかと思いますが、違いがなくなったということは大いにPRして、投資を誘致する。特に大学は、大阪に大学が、大学生がいないというのは悲劇的なことで、街が全然流行らない。東京は、一時、八王子とか千葉県とかからみんな帰ってきて、みんな高層になっているのです。他に土地を確保しているかはよくわからないが、他に土地を確保するには、どれくらいの距離があったらいいのかあるのですが、どれくらいですか。

(吉田政策課長) 調べたところでは、1時間以内という基準があった。平成15年までですが。運動場が確保されているという条件があり、片道1時間という基準がありましたが、今はやっぱりどちらかというところと近所に置かないといけないという基準になっていると伺っています。

(吉川委員) これね、ちょっと不思議なんだけど、法政大の市ヶ谷キャンパスには全然校庭はないですね。もう一つは多摩の方にも校舎があって、距離にしたら10キロくらいいったところにあります。それだったら、大阪だって10キロ内だったら校庭は外にあっても移動できる大学がありますよね。学校の設置基準が原因とは理解できない。ある程度の規模の大学だったら複数のキャンパスを持っていると思う。

(吉田政策課長) まだ不勉強で申し訳ないですが、先ほど申し上げたとおり、平成15年までは大学でしたら、1時間以内だったらいいというのがあったんですが、最近、もっと近接している、状況に応じてという言い方になっていきますので、そのへんの近接性というのが条件になっていると思っています。

大阪の都心部にできるだけ大学が入ってほしいなと考えていますので、できれば一人当たりの面積とかも緩和していただくのが一つありますのと、あと、いくつかの大学が一緒になって面積を確保したらそれでいいのではないかというご意見をいただいていますので、そういう緩和のアイデアを提案していきたいと考えています。

(堺屋会長) 留学生比率が日本一で有名な日本経済大学が渋谷にある。渋谷駅にもっとも近い大学として、中国や東南アジアから4千人くらいの留学生がきている。その運動場はずっと遠く多摩に、やっと1時間、40kmか50km離れたところに設置している。そういう例もあることはある。この大阪市に大学を呼ぶため、規制改革をすると発表すると、必ず大阪にキャンパスを創りたいというところが出てくると思う。小学校の廃校とかで土地がものすごくあるので、大阪は土地余り都市といわれているので、かなり投資が出てくるんじゃないかな。

(余語委員) 府市の大学改革の議論の中では？

(上山副会長) 府市の会議では、府大、市大のキャンパスを都心に持ってきて、もってくるべ

きという提言はしています。物理的に候補地があればOKですが、後は予算の問題。土地はあちこちにあって大阪府市でも土地を処分するときに大学から引き合いがあって、声をかけたりと、現実にはやっている。何もやってないわけでない。ただ、今回は堺屋さんがおっしゃったように、こういう規制を緩和し、積極的に宣言をして既にある引き合い以外も改革する効果があるのではということはおっしゃるとおりですね。

(堺屋会長) PRするとずいぶん出てくると思う。

(上山副会長) 東京との比較は他にまだ出てくるのですか？今日は7つですが。

(吉田政策課長) 先ほど申し上げましたとおり、前回の会議を踏まえて東京と比較してほしいということなので、庁内で条例や審査基準を含めて東京と比較したものを整理しています。それを2月になりますが、先生方にはそれについてお話しさせていただいて、次回の議論にその結果を取り込ませていただけたらなと思っています。

(堺屋会長) これが東京で絵を描いている例です。道路占用許可のところに絵がついているのがちゃんとみえる。これはうちの隣のビルで撮影しただけで、渋谷を歩いていると何十とある。もっと大きな顔を描いたものもある。道路占用許可の看板の隣に絵がついているから、道路占用許可の部分であるのは明確です。

(上山副会長) 整理するときいろんな種類がある。つまり、ニーズがそもそもないから、無いものもあるし、条例の規制だったら国に言ってもしょうがないことだし。

(堺屋会長) 法律は変えられないが、条例なら自分で変えられる。

(上山副会長) あとは警察の運用というのものもある。

(堺屋会長) 警察の運用で、この間、動画を不許可にした難波の例がある。そこに警察が総合判断で、交通渋滞などの理由で、総合判断で不許可と下した。官僚が総合判断すべきじゃないんですね。専門的判断をすべきであって、官僚が総合判断しだしたら、総合判断は政治家がすることであって、官僚は専門的判断以外はしてはいけません。そこは、大阪府警は、はなはだよろしくない行為です。ああいうのはやっぱり民事で訴えるべきですよ。

(余語委員) この資料だけをみると、あまり制限は変わらないという結論にも見えますが？

(堺屋会長) いやあ、変わりますよ、これはことごとく。例えば、まず、第一に、美観という概念は、今や広告は美であると言われているのに、美観条例で抑えるというのは、ど田舎の、大昔のど田舎のまま。前の東京オリンピックの時には広告に参加した選手は失格になったが、今はスキーの選手は、必ずスキーの板についている広告を見せないと失格になる。それだけ、美意識が変わっている。この美意識が、ものすごく古風な美意識に基づいていることが大問題。東京はこれを取り除いて、都バスも全面ラッピングにした。大阪は依然として大昔のままだから、「大阪に来たら田舎臭い」と外国人は感じる。東京は正面だけを都バスのままにして、あとは全部ラッピング。まあ、広告主がいるかどうかという問題はありますが。香港や上海やニューヨークはそうになっています。ですから、ものすごく立ち遅れた街に見えるんですよ。この美観条例の考え方が大問題です。したがって、御堂筋、堺筋、土佐堀通りこそ、広告を増やさないといけない。鉄骨ばかりなんてカッコ悪いことこの上ない。

(西山理事) 今日は用意できなかったのですが、御堂筋の仮囲いに子どもの絵のコンクールを今実施している事例があります。幹線道路でないですが、生活道路の中で、隣に幼稚園があって

ビルの工事を行う際に、幼稚園児の絵を貼るといふような例がいくつかあるようです。

(堺屋会長) この絵は東京の公道に描かれた絵です。ずっと並んでいます。この大きさの絵を公募いたしましたして、トンネルの中や板塀のところにずっと並んでいる。これはたいへん好評で、陸続と増えていますけども、最初の事例だったんです。これは、今の100㎡の大型ビジョンを撮影したもので、これは3つ並べてあるから合わせて300㎡ある。道路占拠に広告をつけたらいけないとおっしゃっていると思うが、これはどう見ても広告ですよ。こういうのは東京中にいっぱいあります。なぜ大阪だけ禁止しているのか、まことに不思議なんです。

(上山副会長) これは単に遅れているのではないですか。単に田舎くさい。一言でいうと古い。

(吉川委員) 東京との違いは、歴史性みたいなものを感じています。東京でも道路が戦争のときにやられたところは結果的に道路がきれいに通っているから、広告にしても、わりとさっと見やすく、規制も緩くなれるんだけど、大阪はどうしても東京と比べると、街が、結構、昔のがそのまま残っている。そういう歴史性があるって、大阪の街を特色付けているんですね。東京でテーマになるのは、例えば、東京でもごちゃごちゃしているところで、月島ってあるでしょう。あそこは間口が狭いから、あそこのもんじゃ焼き屋は違法建築が多い。あれがいいと言って、建築基準法のほうがおかしいという議論が東京でやられているんです。あれは残したほうがいいんですよ。月島のお好み焼き屋は。

(上山副会長) 月島には観光客が来て、お金が上がるので懐かしいとか言われるのですが、そんなのは大阪にもいっぱいあります。しかし、お金は全然回らない。東京だとレトロとか言って雑誌で特集とかするけど、大阪はただみすばらしい。先進都市も次に行くとレトロを懐かしむことになるが、まだ近代化が終わっていない。そのレベルの議論をしている。中崎町とか、レトロが楽しいところは大阪にもあるんです。だけど、堺屋さんがおっしゃっているのは、やっぱり、堺筋、御堂筋、近代化というか、ニューヨークやベルリンのような雰囲気、美観、感覚、そういうものがないというのはどうかということだと思う。広告美術の概念が、大阪にはないんじゃないのか。商業イコール悪、イコール美しくない。そこらへんが感覚的に遅れていると思う。需要がほんとうにあるのかとか、大阪でそういう広告を出せば物が売れるかはまだわからないが、大阪のクリエイティブな、ベターな広告のやり様はあるはず。それは大阪芸術大学や大阪出身の現代アーティストがいっぱいいるから、彼らが頑張ればできると思う。さっき、市役所の方は幼稚園の子が描いた絵が壁にありますよというけど、あれなどは、申し訳ないけど、田舎の発想だと思う。幼稚園の子が描いた絵はいいとは思いますが、そういうのはここで規制緩和してという次元の話ではないと思います。

(堺屋会長) この絵を見ていただいたらね、5mの2mあって、プロでないと描けないですよ。そういう都市の美観やにぎわい。ご覧のように、そこは広いところではないし、高速道路が掛かって穴ぐらになったところなのに、外国人など観光客がものすごく見に来る。ここに描くのが名誉になっている。

(上山副会長) あの北京ですらそうなんです。ニューヨークや北京、ロンドンとか、グローバルシティの感じと大阪はちょっと違う。京都、奈良ならわかる。中崎町や月島もそれでいい。その辺は、感覚だけいっていてもしょうがないが。ある種、センスの問題。一流の都市の中でやる。

(堺屋会長) 本会議の提言で入れましょう。やったらだんだん良いのが残るんですよ。やらないと悪いやつだけがコソコソやるので、堂々とやったら良いのが残る。

(上山副会長) 一つは、幼稚園児が描いた絵も、公募してコンペして、何とか委員会が選ぶ。バランスを取って、花の絵だけではなく、動物があったほうが良いとかになって、だんだんと七色のいろんな絵があつて訳分からなくなつて、突き抜け感がない。誰か一人に任せて好きなようにやってもらう。市役所が関与しすぎなんじゃないですか、もしかしたら。みんなで投票しちゃうと凡庸なものになってしまう。

(堺屋会長) 例えば、こんどうめきたの西側工事が板塀になります。あの板塀に絵を描かすと。それだったら、ちゃんと屋外画廊選定委員会を作って、大阪芸大あたりにご尽力いただいて、やったらいい。落書きにならないように、下絵を先に描いていただいき選別する方法でやっていただく。

(上山副会長) 15メートルおきに、それぞれの人にチャンスを与えると、また支離滅裂なものになってしまう感じなんですけど。誰か一人に100メートル全部やらせるという感じの思い切りが必要で、そのへんに原因があるような気がします。

(堺屋会長) だけど、一流の芸術家が選定委員になって、5、6人で選定委員会をやって、下絵を出させてやれば、そうめちやくちゃにはならない。

(上山副会長) おっしゃっているのは、そういうやりたいこととか場所があつて、こういうものに対してチャレンジする。で、やりたい人はやる。

(堺屋会長) まず、大阪はこういう規制緩和をしますと。大学を誘致しますと。そのためにこういう規制緩和をしますということを公表するのが大事だと思う。どこの大学が手を上げるか分かりませんが、大阪は大学を呼びたいんですと、公表することですよ。東京の大学でいうと、いやあ、大阪は規制が強いから行ってもダメと言っている。たとえば早稲田大学なんてそうじゃないかな。そういうのを止めさせて、大阪も大学を誘致したいんだと言ったほうが良いんじゃないでしょうか。

(上山副会長) そういうところは、今日のペーパーに通じるころがあつて、単に規制を並べて国に要望を出すだけでなく、何をやるかというやつを、先にターゲットを決めて、それで規制改革をやる。ある程度、絞り込むんですね。

(堺屋会長) よろしいでしょうか。

(上山副会長) この間ここにいらした校條さんが頑張っていて、グーグルの自動走行車が大阪でできると新聞に載っていました。ああいうのが月1回ぐらい出てくると、ずいぶんイメージが変わってくる気がする。難しい話があつたら、大阪に相談してみようとか。あるいは、南港をああいうのの実験場としてアピールしておくとか。よそでできないやつを、とりあえず大阪へ持ってきてくださいと。それで国とまとめて折衝しますからと。発信型の規制改革があるかもしれないですね。

(堺屋会長) そうね、発信型規制改革。

(上山副会長) 発信しちゃうと国の方も特例ですということになったり、少なくとも運用レベルでだめとは言いにくくなる。目の前に具体的なやつがなくて、水面下で交渉していると後回しになるけども、むしろ先に言ってしまうと。そういう発想ですよ。



(堺屋会長) ここに出ているようなのは、現に東京でやられているから法的規制ではないわけで、やろうと思えばできるものばかりです。それで、この規制関係の委員会、例えば、ここに出てくるこの都市美化誘導路線というのは、どういうところで決めておられるのか。

(上山副会長) 都市景観委員会。1番のいちばん下のところに、景観委員会がすでにありますよね。条例改正するんだったら、ここで検討して提案していく。この委員会のセンスが問われるということだね。

(堺屋会長) むかしのセンスなんだ。広告を付けたTシャツを着たら格好悪いと言っていた時代があったんです。今、Tシャツに広告を付けていないのは一枚もないけど。むかしはサンドイッチマンだつて言われた時がある。昭和40年くらいまではあったね。

さて、この府市の公の施設の状況について、かなりよく調べていただいているが、抜けているとか、あるいは、こうやればできるとかありましたら、おっしゃってください。

(上山副会長) 官官規制はどこかまとまって議論できる場所はないですか。市長会とか知事会とか違うような気もしますけど。本当はそういうところで、みんなでガンガン議論していってもらえると、本当はそうあるべきだと思う。国の規制改革会議もこの分野はエリアに入れてないので、官官規制は盲点になっており、総務省に個別陳情して終わりみたいになっちゃう。あとは地方自治法の全面改正とか議員立法しかなくて。

(吉川委員) 知事会の中にいろんな検討やっている分科会があるじゃないですか、あの中にこれを作ってもらって、継続的にやっていくことを大阪から提案して、いくつかの県の知事さんに検討してもらってというのもあると思う。それなりに情報発信力はあると思います。

(上山副会長) あるいは、東京都と一緒に何か共同研究、市政調査会みたいな。

(福田委員) また、政府が6月に成長戦略の改定を考えていますよね。その中で、今回の成長戦略でも、官業の民間開放という議論は大きなテーマとして入っています。そこでも、ここに関連するところが多くありますし、そういうところで盛り込んでもらうような働き掛けはできないですかね。

(堺屋会長) おっしゃるとおりで、自治体なり民間なりから意見を募集するというのもある。そういう時に盛り込むというか、大いに発言したらいいと思います。その時にやっぱり、国の方から、そんなの勝手にできるんじゃないのという答えが返ってくるというのが多いんです。少なくとも東京でできていることは国が規制していないわけだから、それは必ず実行するようにして、その上でさらに、ということですね。

それでは、次の「委員・事業者からの提言一覧」という折りたたんだ資料がございますので、事務局からご説明をお願いします。

(吉田政策課長) 第1回会議で、各回ごとに分野別に議論しようとお話いただきまして、これまで、楽しいまちづくり、環境・エネルギー、官官規制とさせていただきます。今回は、最終回の会議を3月にさせていただくということで、その一つ前の回になりますので、いままでやってきたこと以外の項目、建築・土地利用、雇用・労働、IT関係、教育。そうした項目を一覧で今回掲げています。これは基本的に、委員の先生方から、あるいは事業者ヒアリングとかアンケートとかさせていただきましたので、そこで上がってきた声を踏まえて、何が支障となっているのか、その根拠は何か、どういった方向で処理していくのかを整理したフォーマット

トになっています。

最初の議題でもありましたように、規制の根拠になっているのが国の法令が多いですから、その方向性も、国規制改革会議に提案するという方向となっているものが多くなっていますが、そういう前提で、それぞれの項目についてご説明いたします。

まず、建築・土地利用なんですが、いくつかの中項目、テーマに分けて、一つめは、会長から「基本方針」のお話がありましたが、現在、危険なまま残っている老朽建築物が大阪でも散見される。ところが、それを建て替えるに当たって、たとえば容積率とか検査済証とかがハードルになって、なかなか建て替えられていないという状況があります。そういった状況を回避する、将来的に除いていくために、一定の規制緩和ができないかということで提案いただいたものが、最初の3つです。

一つめは、一団地総合設計制度。ある程度広い範囲で団地を形成していて、その一部を売って高層マンションとかを作ろうとしたときに、民法上の共有の規制が掛かり、一団地総合設計制度で作った団地について、区域を縮小・拡大する場合には、全員同意がないと変えられない。マンションの建て替えに必要な住民の決議は、いま、5分の4になっているのに、全員同意というのは、実際問題、不可能になっているじゃないかと。だから、そこを変えてくれないかということ。これは、建築基準法で規制されています。

次が、既存不適格住宅。容積率に余裕が無い、あるいはオーバーしているマンションなんかむかしできていたと。それを建て替えようとするとう容積率制限が掛けられ、ひじょうにコストが掛かってしまい損が出てしまう。そういう状態のまま、危険なままどんどん老朽化が進んでいる状況なので、それについて容積率の緩和を図って、危険状態を解消すべきではないかという事業者からいただいたご意見です。

三つめは検査済証。平成10年ごろまでは、既存住宅を建て替えるに当たって、建てたときにちゃんと検査ラインに合格しているよという検査済証を求めているのですが、その交付率が20年ほど前は20パーセントぐらいしか出していなかった。いま建て替えようとしてもその検査済証が無いばかりに、なかなか建て替えに踏み切れない事例がけっこうあるということで、事業者から言われておまして、その検査済証を、一定の手続を踏めば、無くても増築や用途変更ができるような手続を作してほしいと。これは、大阪ではやっているが、他のところではできていないところもあると聞いておまして、そのへんの統一した基準を作ってもらったほうが良いというのが事業者からのご意見です。

二つめの括りが、会長からも用途規制から環境規制へというお話がございましたが、たとえば、ここで掲げておりますのは、高齢者対策ということで住居専用地域に住民介護用の事務所を設置しようとしても、用途規制に引っ掛かって事務所を置けない。ですから、これから必要性の高くなってくるもの、高いものについては、そうしたものが置けるように用途規制の緩和を行うべきだというご意見をいただいています。

その次のカテゴリーは集合住宅の消防に係る基準ということで、これは防災関係の基準です。

一つめはマンションの非常用電源の重油の量が規制されていること。用途地域に応じて、危険物の貯蔵量、油を確保している貯蔵タンクの大きさが決められています。規定量の2千リットルを超えてしまうとひじょうに厳しい基準が掛けられてしまい、それを整備するのにコスト

が掛かると。2千リットルまでで用意した場合は40時間しかもたない。災害時にそのマンションだけで生活ができるようにしようとすると、やっぱり3日分ぐらいもたせたいというのがご意見として伺っているところですので、そのへん緩和できないか、非常用発電機に限っては規制緩和を検討できないかというご意見をいただいているところです。

もう一つが、引火性危険物の製造業者からご意見をいただいたものですが、大阪市から昭和38年に許可を得て操業しているが、引火性危険物製造業については、いまや準工業地域に用途変更されている中では増築ができない。工場は仕方が無いとしても、事務所や研究所機能を増築したいと思っているのに、事業所や研究所はそういう危険が無いのに規制が掛かるのはおかしいのではないかと、そのへんの規制緩和をお願いしたいというご意見をいただいています。

その次は、建設業の許可に関する規制です。先日、国土交通省の委員会で建設業の業種分類について改正するというニュースがありましたが、これまでは28業種に限定していました。その業種に応じて入札参加資格や実績がカウントされますが、窓口によっては、その入札の業種に当てはまる、当てはまらないというのが異なった判断をされることがある。それは、むかしの基準のまま業種が設定されているから、それに合う、合わないということが裁量の問題になってきているところがある。法律上の業種を今回、解体工事を一つ加えるという改正がされていますが、もっと柔軟に時代に合わせたものに変えてほしいというご意見を行政書士からいただいているところです。

また、建設業の役員の経験年数を建設業法等で取締役以上については5年以上でないダメだということになっていまして、それは参入規制になっているのではないかと。経営者にしかできない仕事というのがあるかということ、そうではない。ですから、経営経験5年以上という規制は無くしてほしいというご意見をいただいているものです。

これらにつきましては、国の規制が規制の根拠になっているものです。

裏面にありますのは、府市の規制が根拠になっているものを二つ挙げています。

一つめは広告に関する話。これは、大阪府の屋外広告物条例についてですが、官公署、学校、図書館等で掲げる広告物については基本的に掲出が規制され、禁止されています。こういったものについて、民間広告物がそこで掲出できるよう規制緩和をしてほしいというご意見をいただいています。これは、大阪市では、すでに可能だと聞いておりますので、そのへん、大阪府でもこのご意見を踏まえて議論を始めているところです。

もう一つは、建築物の検査済証の発行の際の意見書制度というものがあまして、それを廃止してほしいと。これは大阪市の規制というかたちになっていますが、大阪市が実施している建築物の検査済証の発行の際に、関係各課の意見がないと発行できないということで、手続きに時間が掛かっていると。それを緩和してほしいということでご意見をいただいているものです。

引き続き、雇用・労働とIT、教育ということで、表と裏面とに挙げさせていただいています。

雇用・労働につきましては、まず、労働者派遣。経済団体とか人材派遣業から派遣の規制が厳しいと。建設業については、現在も派遣が認められていない。請負でしかできない。その規制を緩和してほしい、あるいは一日単位の派遣禁止を緩和してほしいと。

登録型派遣業務。これは、仕事があるときだけ契約になっていて、あと仕事がないときは登

録だけしておくというような派遣業務のやり方になっていますが、これが 26 業種にだけ制限されていると。この制限がひじょうに分かりにくいので緩和してほしいというご意見。

労働者派遣業者の許可基準についても、現在は純資産 2 千万円、預金 1 千 5 百万円という基準があるが、その財産要件は厳しすぎるのではないかとご意見をいただいております。

次は、労働基準に関することです。ホワイトカラーエグゼンプション。企画型の業務については、かならずしもその成果を労働時間で測られるものではないということで、労働時間規制の適用を外すべきではないかというご意見。

もう一つは、労働条件明示の方法ということで、労働条件について、雇用者が被雇用者に伝えるやり方としては、労働基準法等で書面でないといけないというかたちになっている。いまの IT 社会でそれは不可解。ファックスやメールなど電子媒体でも示せたら、それでいいんじゃないかというご意見をいただいております。

次は、最低賃金に関する話です。最低賃金については、たとえば去年時点で、大阪 819 円、兵庫 761 円と、隣接都道府県間であっても格差が広がっている。たとえば大阪と尼崎で最低賃金の基準が変わるとするのは、人を雇いにくいということで、経済団体からも言われています。たとえば、やり方として、全国一律にしておいて、大都市圏は大都市圏で特例制度を設けるなどして、もっと地域ごとに柔軟に対応していったほうがいいんじゃないかと。山陰地方と山陽地方、都心部を都道府県というエリアで一律にカウントするのはおかしいんじゃないかというご意見をいただいております。

最後は、職業紹介業ほかについて、海外からの人材を紹介するに当たって、相互主義になっていまして、相手国でも人材紹介を認められていることが基本で、日本でその国の人材を紹介する業務をするに当たっての前提とされていると。それが、お互い見合いになってしまって、向こうが下りないならこっちも下りない、こっちが下りないから向こうが下りないというかたちで、なかなか外国人の方に対して仕事を紹介するというのは、やりにくくなっている、その緩和をお願いしたいというご意見がございます。

次は裏面になります。ビッグデータの活用についてです。ビッグデータについては、もっと活用できるようにしてほしいというのが、たとえば災害時の避難ルートの確保、あるいは避難場所への誘導、医療保険の政策向上でもビッグデータの活用というのが必要となっている。ところが、個人情報保護というところでハードルが高い。これについては、国の規制改革会議でも、昨年 6 月に個人情報保護の範囲を明確にするという方針が出まして、それに基づいて、現在、消費者庁を中心にその議論がなされているところです。ただ、具体的に、たとえば医療分野、災害の分野で行政としてもどういったことをすることができるか、それを踏まえて、個別の指定等についても改正が必要なものがあれば、言って行く必要があるかなと思っていますので、そのへん具体的な事例も踏まえて提案のかたちにしていければなと考えています。

教育については、通信制高校の規制緩和。株式会社の通信制高校については、現在、構造改革特区で認められていますが、ただ、面接指導や添削指導、あるいは試験については、特区区域内において行うべきという指導がされています。これについては、生徒が特区まで行かないといけないということで、生徒の経済的・時間的負担が大きいので、そこは外すべきだというご意見をいただいております。

また、先ほどもお話させていただきましたが、都心への大学設置についても、ご意見をいただいております。複数の大学が都心部に出てきた場合、共同で運動場を確保するとか、講義場所等を確保するとか、そのへんを柔軟に施設を利活用できるやり方ができるような環境にしていくべきであると。それについては、大学設置基準について、柔軟に対応するような措置が必要なのではないかというご意見をいただいております。

最後に掲げていますのが、総合国際職業訓練校。外国人の方がそういった学校に来て技術を学ぶ。それは中小企業に人材供給すれば、日本の、大阪の産業活性化にもつながるし、祖国に戻れたら、そこの技術人材の確保にもつながる。それについては、就学ビザ、就業ビザ。基本的には、職業訓練校というのは、職が無い方、あるいは学卒の方が対象になっていまして、それについてビザが通る状況にはなっていません。また、職業訓練校に行っているからといって、専門学校や大学に行かれているのと同じように留学ビザが出されるという状況にはなっていません。そのへんの規制緩和が必要なのではないかというご意見をいただいております。

以上、ざっと建築・土地利用、労働・雇用、IT、教育について、これまでのご意見、提案についてご説明させていただきました。以上です。

(堺屋会長) ありがとうございます。これは、委員等からいただいた意見が並んでいます。規制緩和、政府の規制改革会議でもいずれも大議論になったものばかりです。法律に係るものと、法律に基づく政令などに係るものと、施行規則に係るものといういろいろありますが。これは、いかがですかね。

特に雇用に関わるものは、ビジネス特区で大問題になっているわけです。大阪もビジネス特区に立候補しております。なんとか緩和してほしいということがたくさんあります。ホワイトカラーエグゼンプションというのは、まさにそうですし、それから国の規制改革会議でも延々と議論したところでして。通信制高校について、大失敗だったという文部省の評価があるのですが、教育実態のない卒業生がじゃんじゃん出てくるという話もあるのですが。高校卒業資格くらいは、何か次の資格を取るための、国定試験とかを受けるためのものなんですね。それで保育士を受けるとか、介護士を受けるとかいうためのもので、次の国家試験が通るかどうかが関門なんですね。だから、そんなのいいんじゃないかという人もいます。だから、べつに特定の区域へ行かなくてもいいんじゃないかという意見もあります。

それから、国際職業訓練校。これはたいへんな話で、日本がめちゃくちゃ厳しくやってるから世界的にひじょうに評判悪いんですけど、なにか良い方法が無いか。どなたでも、ご意見ございましたら。

(上山副会長) これを個別に見てると、いずれもやったらいいんじゃないかということで終わっちゃうんですけど、もうちょっと束ねて、これを実現させる方法の話だと思うんですね。問題は、これじたいが良いの悪いのってあまりなくて、やったらいいと思う人が多いでしょうけど。ホットラインに入れるということ以外に、さっきあった発信型だとか、あるいは特区だとか、あるいは何かかためてカテゴリーにして議員立法だとかです。そういう議論かなと思いますね。

(堺屋会長) いちばん初めの「一の敷地とみなす」というのは、どこの権限ですかね。一の敷地とみなすかどうかというのは、市町村ではないの？

(吉田政策課長) もともと一団地で、この制度を使ってやっておられるケースですね。みなすの

は。

(堺屋会長) この建物の建て替えの問題、大阪は大問題なんですね、じつは。焼死率が世界一高いというのは、これだと言われてるんですね。だから、これは、何か方法はないですかね。香港の10倍ですよ、大阪の焼死率って。災害が起こったときに、すごい被害がでるのも、これですものね。だから、ぜひ、容積率を緩和して、一般的に容積率を緩和してしまえばいいわけで、それも有り得るわね。容積率というのは、市町村で決めるんですよ。

(吉川委員) 原案は市町村が作って、都計審という審議会でオーソライズしてから条例化するという手続なんです。原案をつくるのが大事なところなんですけども。

(堺屋会長) 都計審というのは、市町村の？

(吉川委員) 市町村にもあるし、大阪府のものもある。

(堺屋会長) だから、地方の問題ですよ。

(吉川委員) そうですね。

(上山副会長) これ、でも、不適合だから、建て替えるときに減床しなきゃいけないのを、免除してあげるといことですよ。司法取引みたいな考え方ですよ。

(吉川委員) 所管部局の方おられたらいいのですがね。災害の危険になる要因というのは、インフラ、道路、逃げ場がないということのほうが原因としては大きいと思うのですよ。

(上山副会長) 密集住宅街だから。

(吉川委員) そう。逃げられるインフラ、つまり道路だとか河川だとか、空地がないといちばん被害が出る。

(上山副会長) 土地区画整理事業のほうですよ、どっちかという。

(堺屋会長) 現実に、残っているのは、違法建築のままでおいておくといつかね、看板付けたり、というのは圧倒的に多いんです。

(吉川委員) 違法になるというのは、道路の無いところに建物を建てているから、ここが燃えると簡単に延焼しちゃう。東京で言えば、下町がまさしくその状態ですよ。大阪ではそういう状態になっているところが多い。

(上山副会長) この既存不適合は、分かっててやってる場合が多くてなかなか難しい。やった者勝ちになっちゃってね。

(堺屋会長) だから、何年までにやったやつはいいというように。ほっとくほうがいいのか、建て替えさせるのがいいのか。建て替えるのなら、こういうような材料基準、安全基準にするかということを使うということでしょうね。

(上山副会長) そうですよ。ほっとくよりは、さっさと建て替えたほうがいいわけですよ。あまり過去にさかのぼってごちゃごちゃ言うよりはね。

(吉川委員) わたし、ここを読んでいて一つおもしろいなと思ったのは、最低賃金を一律に定めるのはおかしいよというのは、そのとおりなんだけど、大阪の中でも、支払能力というところちょっと変なんですけど、物価水準の違いみたいなのは、けっこうあるんですかね。たとえば、公務員の、人事院勧告やるときに地域手当が、同じ府の中でも違いをつけたりするといろいろごたごたすることがありますよ。東京みたいなところでも、多摩の奥のほうの羽村だとか青梅なんていうと、地域手当が違うんですよ。そういう問題にもつながる話なんですかね。やっぱ

り違うんですかね、物価が。同じ大阪の中でも。

(橋田政策課課長補佐) そうですね、違いますね。

(堺屋会長) 派遣労働の件。ビジネス特区で大問題だったんだけど、プロ野球の選手は最低賃金もなければ、雇用、解雇規制もないのは、どういうことですかね。あれは雇用契約じゃないのかな。ビジネス契約なのかな。

(余語委員) プロフェッショナル。専門職。

(上山副会長) 芸術家なんかも、長時間労働ですよ。

(堺屋会長) この中で、これは規制緩和すべきでないというご意見ありますか。わたしは、これ、ことごとく規制緩和すべきだと思うんですけど。これは規制したほうがいいっていう。まあ、厚生労働省については、なんでもかんでも規制せないかんとすごい剣幕で言いますが。

(吉川委員) 建築とか都市計画では、よくアメリカと比較されるときに話題になるのは、日本はもともとが用途・容積が緩いからということ。たとえば準工業地域っていうのは、そこでマンションでも何でも建てられちゃうし、それに伴って容積も緩い。ニューヨークなんかの場合には、ひじょうに自由なんだけど、自由のベースになるところはけっこうきちっとしているところがあって。いわば、いちばん最低のところの規制はけっこう厳しくして、その上のところは自由にするっていうのが、アメリカの都市計画のやり方です。日本はベースのところは緩くなってから、結局、どこでもいい。いちばん端的な例が、準工業地域というと、むかしは工場なんかあったり、自動車の排気ガスなんかあったところですが、だんだん、だんだん海際のところが準工業になると、マンションが建てられちゃったりすると、そこで結局トラブルが起こるといって、そういうスタイルなんです。ですから、規制をするのと規制を緩めるところっていうのは、その峻別が大事。もともとがひじょうに緩くしていると後でひじょうにトラブルが起こりやすいっていうのが、いまの都市計画やら建築規制の一つの特色だと思うんです。

(堺屋会長) 大むかしは、そう言ったんですよ。けども、いまはね、理想の都市というと、ニューヨークでもマンハッタンに住居地域ができたり、クイーンズに工場ができたり、めちゃくちゃというか、混合都市に変わりつつありますね。ドイツのBプランなんか流行った頃の1980年代までは、そんなことを言っていたんですが、いまはむしろ、ホームオフィスがあって、クイーンズの住宅地にもどんどんオフィスが出てきている。マンハッタン、ウォール街にも住居ビル、高層マンションができています。プラザホテルもマンションになっちゃったというようにね、混合都市にどんどん変わりつつあるんですよ。

(吉川委員) それは確かにそう。マンハッタンの中に100万人住んでますからね、あの島の中に。それはすごいですよね。東京でそれに見合うのが、ほぼ都心4区で、都心4区には100万も住んでないですからね。

(堺屋会長) 中央区なんか5万人だものね。猛烈にそういう方向に、東京でも銀座にマンション建ったり、多摩にオフィスを作ったりが流行ってますよね。そういう建築の線引きっていうのは、そもそも止めたほうがいいと言われてるんですよ。

この非常用電源のは、じつは、阪神大震災のときに、兵庫県庁がこれでマヒしちゃったんですよ、自家発電が切れて。これさえ許したら、あのとき兵庫県庁は機能してたといわれたやつですよ。ずいぶん迷惑な規制が多いんですよ。

外国人労働、これはどうですかね。医師も双方で、日本人医師を認めないところは、外国人医師も認めないよとやっとなるけども、この日本人の紹介を、日本人というのはすごく世界中にいてないから、日本人の労働を認めないところ、紹介を認めないところは日本も認めない、これはどうですかね。そもそも発展途上国では労働紹介なんて無いところが多いですからね。日本に来る外国人は、バングラディッシュとかそういうところの人が多く、これは相互主義でいいかどうかというのが大問題です。政府の委員会でも議論になったことですが、なにか、あれは、やりたくないみたいですね。

(余語委員) 堺屋さんのこのペーパーにもあるけれど、高齢化社会が一つ大きな問題ですよ。それと併せて、やっぱり雇用とスキルのミスマッチですよ。基本的には、日本は若年労働力が足りないわけですよ。でも、失業率というのはけっこうあるわけです。求められている人材がない、たとえばIT技術者なんて完全に足りない。外国人でもしっかり能力のある人というのは、やっぱりどんどん受け入れて穴埋めしていかないと、平均的にいえば、若い人をもっと増やさないと、どんどん高齢化ばかりが進んじゃって。結局、稼いで税金を納めてくれる人をどんどん増やさないと、基本的には経済活性化しないですよ。

(堺屋会長) いや、スキルのある人だけじゃなしに、お手伝いさんでもね。

(余語委員) それもスキルだと思うし。

(堺屋会長) お手伝いさんはスキル人材に入っていないけど、たいへんですわ、特に、地方の高齢者の介護なんてのは。ほんとにめちゃくちゃ高い。月に50万ぐらいかかりますよ。

こういうのを大阪から提案するというのはどうですかね。

(余語委員) 大学を都心についてというのは、やはり、若い人が基本的に減っていますと、さっきの日本経済大学じゃないですけど、留学生を含めてどんどん学生と呼んでってことで組み合わせるべきだと思うんですよ。そうしないと、大学だっていま学生募集に苦労しているわけで。そういうほうの規制緩和と含めて都心に大学をみたいな話で、新しく作る大学は留学生を半分くらい受け入れるとかね、なんかそういうことと組み合わせると若い人を増やさないと、やっぱり経済って活性化しないと思うんですよ。

(堺屋会長) 経済だけじゃなしに都市機能もね。大阪はまだ公務員がごみ集めしているところがあるけど、東京は全部下請けになったから、なかなかごみ集めの人が集まらないんですよ。わたしの住んでいる渋谷区でも、朝の5時ごろ行ったら、ごみ集め作業員になることを求めている人がずらーっとおるんですよ。

これ、特にこの会議として要望にいられてまずいというものは、ございますでしょうか。ずいぶん規制緩和の項目が多くありますけど、これは止めたほうがいいっていうのはありますか。

それでは、どういう具合に取りまとめるかですね。これだけ膨大なものになってくると、どうやって取りまとめたらいいか。事務局、なにかご意見ありますか。

(吉田政策課長) いままで、楽しいまちづくりと環境・エネルギー、官官規制とご議論いただきましたので、まずは、府市でできること、国に言っていくべきことという整理がありますし、もう一つは、東京との比較というのもありました。縦軸、横軸があるかなと思っていますので、それで一度整理させていただいて、今日堺屋会長からいただいた「基本方針」を基に、一つに全体をまとめていきたいなと思います。先ほど、上山副会長からおっしゃっていただいたよう



に、それをどうしていくのかということも併せて、ご相談させていただきたいと思っています。たとえば特区の話もありましたし、個別立法というのはなかなか難しいのかなとも思うのですが、ホットラインに出すものとか、府市のほうで検討してくれというお話と。そのへんを含めて、また、進め方についても。

(堺屋会長) それから、地方委員会、いまの都市美化委員会とかね、そういうところに投げ掛けないかんものもあるわけですね。そういう委員会の人と共同で議論するか、なにかそういう、文書で議論するか。なにかこう、言っただけで実効が無いとこれだけ皆さんが論文を書いて残念なので。それから、国の規制で、通達なんかで規制しているやつを止めさせるというのは、ありますよね。通達規制というのはいちばん問題なんですけど、法律の何条と書いてあって、何条を見たら、それは確かにその規制に関わる条文なんだけど、具体的には政令に落として、省令に落として、通達でっていうやつがずいぶんあるんですよね。そういうのを、通達を廃止せよとか変えろとか、そういうことは調べていかないといかんので、ちょっとたいへんですよ。

(吉川委員) いわゆる義務付け・枠付けというやつで、機関委任事務がなくなって、自治体の固有事務になったとはいうものの、いまおっしゃったようなさまざまな通達で規制しているから、依然としてあまり自由度が広がっていないというのは、けっこう厚生省関係なんかでいっぱいありますよね。それは、だから、義務付け・枠付けっていうんで、けっこういま地方自治体の横断的な市長会やら知事会でやろうという機運はあるので、そのへんと話をうまくつなげられれば、同じ土俵の中で議論していけるんじゃないかなという気がしますけどね。

(堺屋会長) 市長会、知事会まで迂回するかな？

(吉川委員) いま義務付け・枠付けの検討やっていますよね。

(吉田政策課長) はい。

(吉川委員) そのへんとかなりオーバーラップするところがありますよね、これ。

(吉田政策課長) そうですね。一度、情報交換してみます。

(堺屋会長) 知事会はあるけれど、大阪市は、大都市かな、政令指定都市の市長会？

(池上政策企画室部長) 指定都市市長会があります。確認はしてみます。

(堺屋会長) それで、知事会、指定都市市長会で発議できるようにするのと、直接、各省に陳情するとか、あるいは内閣の規制改革会議に持ち込んでもいいかもしれません。

で、次の会議は何日でしたか。

(堀井副理事) 次は3月28日を予定しています。

(堺屋会長) そうすると2か月空きますね。その間に、今日の議論をおまとめいただいて、それでかなり多様なものになりますが、今度は、大阪府市でできる範囲のもの、それから大阪府市の中の委員会やら部会に掛けるもの、それから国に上げないといけないものの3種類ですかね。その国に上げないといけないもので、法律改正が必要なものと政令、省令、通達の水準のものと、分類してもらえますか。

(吉田政策課長) わかりました。

(上山副会長) 府市でやるやつも同じだと思うんですよね。運用でやってるやつと条例の話と。さっきちょっと堺屋さんが言い掛けられた、都市美観委員会の類のなんとか審査会というのが

あるんですけど、その一覧表を作っただいて、そういうところに言うことも言ったらいいと思う。運用といっても、そこで運用しているようなものもあるわけですね。そんなにないですかね。アーツカウンシルはあまり関係ないか。

(堺屋会長) けっこうあるんじゃないかな。

(吉田政策課長) 関係する審議会、委員会を整理させていただきます。

(吉川委員) 景観計画の審議会は当然ありますよね。そこなんかは先ほどの話とまったくぶつかるようなことになると思いますね。それは一回議論しないと。

(上山副会長) そこが法律をがちがちに運用するのがミッションだと思っている場合と、そこが自由に判断することができる場合、いろんなケースバイケースがありますけどね。あの種の委員会は誰かが方向性を与えているようで与えてないようなのが多い。わりと前例踏襲で硬めにいったりする。誰も頼んでないのに硬めにいってるというのもよくある。

(堺屋会長) 今日のは、どこへ上げるんだろう。知事、市長に上げるのかな。

(堀井副理事) また知事、市長に出すというかたちになります。

(上山副会長) 今日の「基本方針」を付けて。

(堺屋会長) この「基本方針」と、今日までの議論で、皆さんから規制緩和について異論が出たのはほとんど無いわけですからね。

(堀井副理事) 次回は3月28日で調整中ですが、その会議では官官規制、それから建築・土地利用の提言の取りまとめですとか、それから進め方、どこに出していくんだというようなお話、工程表みたいなものですとか、そういったものについては、次回に整理して、ご議論していただきたいと思います。それまでにまた会長、副会長にご相談させていただいてと思います。

(堺屋会長) おそらく府市の事務局の中でも、うちのこの規制は必要だという反論が出てくるのが多いと思うんですね。それ、やっぱり反論を付けて、府市の中で反対が無いかどうか、これがいちばん大事な話なんですけど。それも皆さん方から、言いつ放しにならないように、これが出たら、かならず担当部局は緩和するようにと。そのときに、法律が障害なのか、審議会が障害なのかということ。で、府市の条例に関係することは、議会に上げるということをやらんといけないわけですよ。

(上山副会長) 事務局が原課にそれぞれネゴって緩和しろって言っても、あっさりいかないものが多いので、とりあえず全部聞いた話を公開すればいいんじゃないですかね。

(堺屋会長) そうです。

(上山副会長) それで、できない理由というのを全部並べて、知事・市長も入れて議論していただく。

(堺屋会長) できない理由というのを、法律でできない、政令でできない、省令でできない、通達でできないという国の関係でできないやつ。それから、府市の中の担当部局の反対でできないやつ。それから、審議会みたいなのを通さないでできないやつ。というのを色分けさせていただいて、府市でできる範囲なら、ぜひ交渉してもらおう。国でいるやつは、国の審議会に上程すると。

(上山副会長) その一覧表を作って公表する。国に出すやつは投げ込む。

(堺屋会長) そうです。

(上山副会長) あと、その一覧表を誰がどうやってチェックして回していくのかというのがあって、業務としてどこかでやっていくと。

(堺屋会長) やっぱり、皆さんのところでやってもらわないといけないので。確実に、その規制をやっている対象は誰かということを確認するようにお願いします。なんとなく誰かわからんというのはいちばん困るので、誰が、国の規制なのか、国でも法律の規制なのか、省令の規制なのか、通達の規制なのかっていうこと。それから、府市の中の条例の規制なのか、条例の規制なら、ぜひその条例を改正するように議員さんたちに働きかけないといけないし、条例以外の、審議会みたいなのがあったら、審議会に働きかけないといけないし。規制している人を、機関を明確にしてもらおう。そういうことでいいですね。

(吉川委員) そのときに、国にでもいいんですが、働き掛けるときに、あまり大量のものをボンとやると、それは既に審議した話だというように受け取られても、たぶんそのままおざなりにされる可能性がありますよね。だから、狙いを定めて、一つでもどこか穴を開けるというふう考えたほうが、その後続く緩和の糸口になるので、あまり大量のものをぶつけないで、かならずここだけはいけるという取組にしたほうが実現性は高いと思いますね。

(堺屋会長) たいへん良いご意見で、国の規制改革会議でも常にそうなんです。大量にやると焦点がボケる。それは、今度3月のときの最終回に、これとこれとこれを実現させようというのを選んだらいいと思うんですよね。どうでしょう。持ち回りで選んでいただいてもいいけど。ぜひ実現したいというやつに二重マル付けていただくとかね。

よろしいですか。じゃあ、このへんで。

(堀井副理事) ありがとうございます。長時間のご議論、たいへんありがとうございました。ご議論を踏まえて資料を作らせていただき、次回は3月28日金曜日で調整中です。詳細については別途ご案内申し上げますので、よろしく願い申し上げます。これで会議を終了いたします。堺屋会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心にご議論を賜り、たいへんありがとうございました。

(堺屋会長) どうもありがとうございました。